

## 閉鎖型適格年金からDB年金への移行手続き簡素化について

対象先	DB年金	厚生基金	適格年金	退職金	DC
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他
内容					

ご参考に厚生基金のお客様にも送付させていただきます。

### ポイント

標記につき平成23年3月31日付で省令<sup>1</sup>および通知<sup>2</sup>が改正されましたのでご案内致します。

本改正は、閉鎖型適格年金からDB年金への移行を更に促進するために、必要な手続きを簡素化したものです。

1 確定給付企業年金法施行規則

2 「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号

### 改正内容

#### 概要

#### 規約申請における添付書類の簡素化

- ・給付設計の基礎を示した書類の提出を適年規約の添付で代替可能
- ・労働協約等の添付の省略
- ・加入者に一定の資格を定める場合における退職金規程等の退職手当制度の適用範囲を証する書類の添付の省略
- ・労使合意に至るまでの労使協議の経緯を記した書類の添付の省略

移行する制度が受託保証型DB年金<sup>3</sup>である場合には以下の取り扱いも可能

1. 規約申請における掛金の基礎を示した書類の添付省略
2. 運用基本方針の作成の省略
3. 事業報告書および決算報告書の記載事項の一部省略
4. 責任準備金および最低積立基準額の計算において、生命保険契約または生命共済契約で用いている予定利率および予定死亡率を用いることが可能
5. 財政再計算報告の提出を決算報告の提出で代替可能
6. 既にDB年金を実施している場合でも、受託保証型DB年金を終了するまでの間、複数のDB年金の実施が可能

3 積立不足が生じない形態(例:生保一般勘定)で運用されている閉鎖型DB年金

以上